

# 令和8年度 第1回 地熱連絡会

令和8年6月4日

資源エネルギー庁 環境省

# 地熱連絡会の設立経緯・目的

## 設立経緯

- これまで、地熱発電に関する課題は、ステークホルダーの理解醸成、掘削コストの高騰や高い掘削リスク、温泉法や立地条件等によっては自然公園法・森林法といった規制などがあり、これまで国が一丸となって対応してきた。
- 一方で、事業者からは**一部の取組について地熱開発促進に向けた問題提起**がなされている状況。

## 設立目的

- 大きな課題の1つである、**長い開発リードタイムの解決は開発促進のためには必要不可欠。**
- これらを継続的にフォローアップする枠組みとして、地熱発電推進に関する連絡会等を継続的に実施していく。
- そのため、ステークホルダーの理解醸成、掘削コストの高騰や高い掘削リスク、温泉法や立地条件等によっては自然公園法・森林法といった規制について、**官民関係者が一堂に会し、具体的な課題を共有・議論し、対応方針を整理**するとともに、対処方針等を関係者へ広く周知するために、地熱連絡会を開催する。

# 資源エネルギー庁・環境省が共同収集する個別事例の例

## <自然公園法・森林法・温泉法等の規制>

- 某自然公園内での掘削調査にあたって、「風致上の支障が大きく不許可相当」と指導され、代替地での実施の検討・調整に時間を要している。

## <ステークホルダーの理解醸成>

- 某温泉地の周辺で地熱調査を行うにあたって、温泉事業者側の理解を得られず、調整が難航している。

## <掘削コストの高騰や高い掘削リスク>

- 過去にNEDO促進調査が行われた地点の調査・開発が進み※、新規で調査に着手する某地域での新規掘削リスクが増大。

※2012年までのNEDO促進調査の結果、複数の地熱発電所の運転開始に繋がっている。

# 課題解決に向けた検討イメージ

- 当事者および規制の所管省庁への聞取りにより、詳細に事実関係を把握。

## 基本的情報

- ・ 事業名
- ・ 事業者名
- ・ 事業を行なっている場所
- ・ 開発段階
- ・ 施工計画（申請内容）

## 課題となる規制に係る情報

- ・ 法律名
- ・ 規制の根拠条項
- ・ 所管官庁との相談経緯
- ・ **不許可相当とされる事由**
  - ✓ 許可基準の条項
  - ✓ 当該条項に適合しない理由

➡ その上で、関係省庁と当事者で協議し、課題となっている要素の特定しつつ解決策を検討。

# 継続的なフォローアップについて

- 本会を通じて、地熱開発推進に関する個別課題について、継続的にフォローアップします。
- お困りの際は、次の宛先にご連絡ください。  
〈資源エネルギー庁 地熱資源開発室〉 [bzl-chinetsurenrakukai@meti.go.jp](mailto:bzl-chinetsurenrakukai@meti.go.jp)
- その際には、可能な限り具体的に（抽象的な表現を避けて）、ご連絡頂けますと幸いです。

## 〈個別課題提出時に必要な主な情報〉

- プロジェクト名・場所
- 事業社名（SPCの場合、その構成員）
- 開発の状況
- 規制に係る場合、その法律名や所管官庁（対応した出先機関）、その指導内容
- 問題・課題と考える事由